

健生発 0329 第 73 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 161 号）が別添のとおり本日告示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、管内の関係機関等に周知いただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1 改正の趣旨

- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号。以下「指針」という。）は、厚生労働大臣が地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 4 条の規定に基づき、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所・市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的な事項等について定めるものである。
- 今般、次の 2 つの法令改正等を反映するため、指針の一部を改正することとした。
 - ① 令和 4 年臨時国会において成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすること等が明確化された。
 - ② 令和 6 年度の「健康日本 21（第三次）」開始に向け、全部改正した国民の健康の増

進の総合的な推進を図るための基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第207号）において、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項が提示された。

2 改正の内容

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律関係】

- 市町村は、精神障害者・精神保健に関する課題を抱える者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者等の相談支援及び地域生活支援について、関係機関と連携して、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されるよう実施する旨規定。
- 都道府県及び市町村は、精神障害者ができる限り地域で生活できるよう、地域生活支援拠点等の充実を図る旨規定。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者が連携して取り組むとともに、都道府県及び市町村が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する旨規定。

【国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針関係】

- 国民の健康の増進の総合的な推進を図っていくに当たって重要な、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）のそれぞれにおいて重要な事項を提示。
- その他所要の改正を行う。

3 適用日

令和6年4月1日より適用する。